

市議第 5 号

各務原市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）第 1 4 条の規定により提出します。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

提出者	各務原市議会議員	水 野 盛 俊
賛成者	〃	杉 山 元 則
賛成者	〃	瀬 川 利 生
賛成者	〃	黒 田 昌 弘
賛成者	〃	池 戸 一 成
賛成者	〃	川 瀬 勝 秀

提案理由

オンラインによる方法で委員会等を開催できるようにする等のため、この規則を定めようとする。

各務原市議会議長 坂 澤 博 光 様

各務原市議会会議規則の一部を改正する規則

各務原市議会会議規則(昭和46年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2章第1節中第86条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第86条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第109条に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第121条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第123条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「を起立させ」を「に起立又は挙手をさせ」に改め、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加える。

第128条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第133条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第7章中第157条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第157条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。